

令和 2 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 51 号議案及び第 52 号議案(追加)

令和 2 年 6 月 12 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 51 号 議 案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	1
第 52 号 議 案	委託契約について(「GIGA スクール構想」を実現するための舞鶴市学習系ネットワークシステム構築業務)	2

第 51 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表中第 42 号を削り、第 43 号を第 42 号とし、第 44 号から第 57 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

今般の新型コロナウイルス感染症が及ぼす市民、事業者等への深刻な影響に鑑み、市長が特に必要と認める場合は、既に徴収した手数料を還付できることとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 52 号議案

委託契約について

下記のとおり委託契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

「GIGA スクール構想」を実現するための舞鶴市学習系ネットワークシステム構築業務

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

373,766,800 円

4 契約の相手方

大阪府中央区和泉町 2 丁目 2 番 2 号

株式会社内田洋行大阪支店

取締役専務執行役員支店長 秋山 慎吾

令和 2 年 6 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

「GIGA スクール構想」を実現するための舞鶴市学習系ネットワークシステム構築業務に係る委託契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工
事又は製造の請負とする。